

3. 薬剤師の資質の向上

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱

平成22年4月22日付薬食発0422第12号医薬食品局長通知
最終改正：平成24年4月12日付薬食発0412第67号

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供していくために、チーム医療に貢献する薬剤師を養成することを目的とする。

2. 事業内容

病院や薬局等の医療機関に勤務している薬剤師を対象として、チーム医療に貢献するために必要な知識及び技能を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師生涯教育推進事業公募要綱により、採択された法人とする。

4. 実施方法

事業の実施に当たっては、チーム医療における先行・先端的な取組みを行っている薬局や医療機関との連携を図るものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師生涯教育推進事業に係る経費について別に定める基準（医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 実施時期

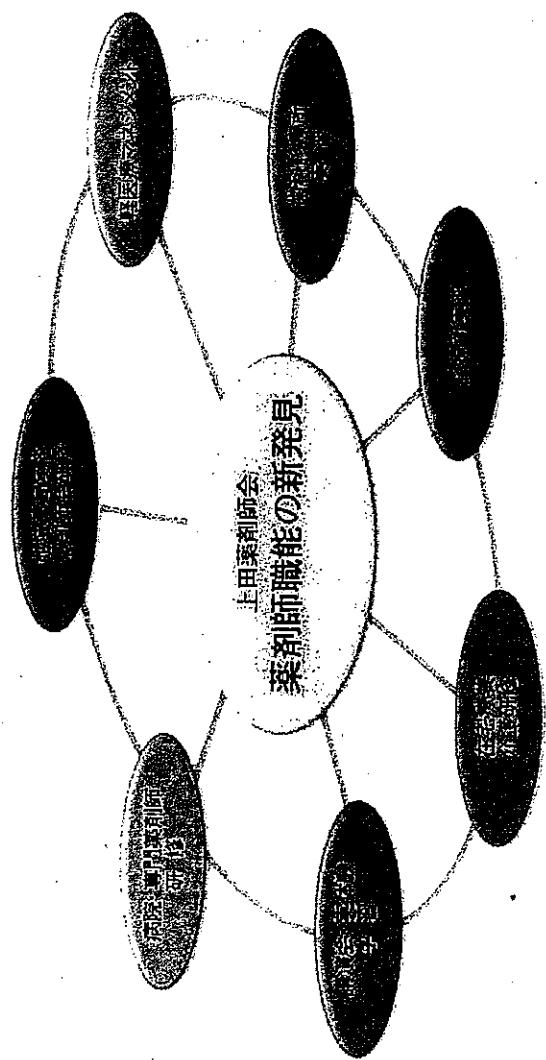
この要綱は、平成24年4月5日より適用する。

薬剤師生涯教育推進事業

医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供していくために、チーム医療に貢献する薬剤師の養成が必要。

平成22年度より「薬剤師生涯教育推進事業」を実施

- 公募による委託事業(平成22年度～24年度は上田薬剤師会に委託)
- 対象：病院や薬局等に勤務している薬剤師(約20万人)
- 研修内容：
チーム医療における先行・先端的な取り組みを行っている薬局や医療機関で、医師や看護師等と共同した高度な医療に関する実務研修を行い、チーム医療に貢献するために必要な知識及び技能を修得する。



平成24年度に事業を実施する上田薬剤師会
の取り組み
(上田薬剤師会HPより)

薬食発0120第12号
平成22年1月20日
一部改正 平成23年6月15日薬食発0615第1号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

新薬剤師国家試験について

平成23年度から実施する新たな薬剤師国家試験の問題区分及び科目については、平成22年1月20日付け薬食発0120第10号「薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の公布について」によりお知らせしたところであるが、医道審議会薬剤師分科会の検討を経て取りまとめた「新薬剤師国家試験について」を踏まえ、当該試験の出題形式及び解答形式等は、下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知徹底方お願いする。

記

1 試験出題形式及び解答形式

試験は、正答肢を選択する問題（一問一答形式、正答の設問肢が一つではない形式又は解答肢のすべての組合せの中から正答肢を選択する形式）を基本とする。ただし、実践に即した問題抽出・解決能力を確認する観点から、実践の場で取り得る解答肢の中から最も適切なものを選択する問題や、明らかに誤りである解答肢や重要性が低い解答肢を選択する問題なども出題する。また、「必須問題」などの場合にあっては、設問の正誤を一問一答形式で問うことを基本とすること。

2 試験問題数

試験問題数は「必須問題」が90問、「一般問題（薬学理論問題）」が105問、「一般問題（薬学実践問題）」が150問、合計345問とし、その内訳は次表のとおりとする。なお、薬学実践問題は、「実務」20間に加え、「実務」とそれ以外の科目とを関連させた複合問題130問とすること。

| 科目 | 問題区分 | | | | 出題数計 |
|----------|------|--------|--------|---------------------------|------|
| | 必須問題 | 一般問題 | | | |
| | | 薬学理論問題 | 薬学実践問題 | | |
| 物理・化学・生物 | 15問 | 45問 | 30問 | 15問 (複合問題) | 60問 |
| 衛生 | 10問 | 30問 | 20問 | 10問 (複合問題) | 40問 |
| 薬理 | 15問 | 25問 | 15問 | 10問 (複合問題) | 40問 |
| 薬剤 | 15問 | 25問 | 15問 | 10問 (複合問題) | 40問 |
| 病態・薬物治療 | 15問 | 25問 | 15問 | 10問 (複合問題) | 40問 |
| 法規・制度・倫理 | 10問 | 20問 | 10問 | 10問 (複合問題) | 30問 |
| 実務 | 10問 | 85問 | — | 20問 + 65問 (複合問題) | 95問 |
| 出題数計 | 90問 | | 105問 | 150問 | 345問 |

3 試験時間

新薬剤師国家試験の試験時間は、次のとおりとすること。

| 時間 | | 問題区分及び科目 |
|-------------|-----------------|---|
| 第 1 日 | 9：30— 11：00 | 必須問題試験 (物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務) |
| | 12：30— 15：00 | 一般問題試験 (薬学理論問題) (物理・化学・生物、衛生、法規・制度・倫理) |
| | 15：50— 17：45 | 一般問題試験 (薬学理論問題) (薬理、薬剤、病態・薬物治療) |
| | 9：30— 11：35 | 一般問題試験 (薬学実践問題) (物理・化学・生物、衛生) 【実務】* |
| 第 2 日 | 13：00— 14：40 | 一般問題試験 (薬学実践問題) (薬理、薬剤) 【実務】* |

| | | |
|--|------------------|---|
| | 15:30 - 18:00 | 一般問題試験（薬学実践問題） (病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務) 【実務】* |
|--|------------------|---|

*【実務】は、実務以外の科目と関連させた複合問題として出題されるもの

4 合格基準

以下のすべてを満たすことを合格基準とすること。

- ① 全問題への配点の65%を基本とし、問題の難易を補正して得た実際の総得点以上であること。
- ② 一般問題について、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の35%以上であること。
- ③ 必須問題について、全問題への配点の70%以上で、かつ、構成する各科目の得点がそれぞれ配点の50%以上であること。

5 過去に出題された試験問題（既出問題）の取扱い

新薬剤師国家試験における既出問題のうち、薬剤師に必要な資質を的確に確認することが可能な良質な問題として一定の評価が与えられた問題を活用することとし、その割合は、現行制度と同程度（20%程度）とすること。ただし、新薬剤師国家試験における既出問題が十分に蓄積されるまでの間の活用する割合は、この限りではないこととすること。

第97回薬剤師国家試験の結果について

平成24年3月3・4日実施

平成24年3月30日 合格発表

①男女別合格率

| 区分 | 総数 | 男 | | 女 | |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|
| 出願者 | 10,644名 | 4,632名 | 43.52% | 6,012名 | 56.48% |
| 受験者 | 9,785名 | 4,199名 | 42.91% | 5,586名 | 57.09% |
| 合格者 | 8,641名 | 3,563名 | 41.23% | 5,078名 | 58.77% |
| 合格率 | 88.31% | 84.85% | | 90.91% | |

②受験区別合格率

| 区分 | 総数 | 男 | | 女 | | |
|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 6年制卒 | 受験者 | 8,583名 | 3,432名 | 39.99% | 5,151名 | 60.01% |
| | 合格者 | 8,182名 | 3,280名 | 40.09% | 4,902名 | 59.91% |
| | 合格率 | 95.33% | 95.57% | | 95.17% | |
| その他 | 受験者 | 1,202名 | 767名 | 63.81% | 435名 | 36.19% |
| | 合格者 | 459名 | 283名 | 61.66% | 176名 | 38.34% |
| | 合格率 | 38.19% | 36.90% | | 40.46% | |

③国・公・私立別合格率

| 区分 | 総数 | | | 6年制卒 | | | その他 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|--------|
| | 受験者 | 合格者 | 合格率 | 受験者 | 合格者 | 合格率 | 受験者 | 合格者 | 合格率 |
| 国立 | 610名 | 498名 | 81.64% | 484名 | 455名 | 94.01% | 126名 | 43名 | 34.13% |
| 公立 | 232名 | 207名 | 89.22% | 198名 | 190名 | 95.96% | 34名 | 17名 | 50.00% |
| 私立 | 8,935名 | 7,933名 | 88.79% | 7,901名 | 7,537名 | 95.39% | 1,034名 | 396名 | 38.30% |
| その他 | 8名 | 3名 | 37.50% | — | — | — | 8名 | 3名 | 37.50% |

薬食総発 0314 第 1 号
平成 25 年 3 月 14 日

各都道府県薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師の行政処分に関する考え方の一部改正について

薬剤師の行政処分については、薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 8 条第 5 項の規定及び「薬剤師の行政処分に関する考え方について」(平成 21 年 4 月 13 日付け薬食総発 0413003 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知)に基づき、医道審議会薬剤師分科会薬剤師倫理部会に意見を求め、その内容について審議をしています。

これまで、診療報酬・調剤報酬の不正請求により保険薬剤師の登録の取消処分を受けた薬剤師に対する薬剤師法に基づく行政処分については、原則として不正の額に応じて行政処分の程度を決定してきましたが、平成 25 年 2 月 5 日に開催された医道審議会薬剤師分科会薬剤師倫理部会において、不正の額の多寡にかかわらず一定の処分とすることとされたことを受け、「薬剤師の行政処分に関する考え方」の一部を別添のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

薬剤師の行政処分に関する考え方

1. 基本的考え方

薬剤師の行政処分については、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、薬剤師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

薬剤師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のように考えられる。

- (1) 薬剤師が、業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の薬剤師に対する信用を失墜させるものであり、厳正な対処が求められる。その義務には、処方せん応需義務、処方せんに基づく適正な調剤、必要な医師等への疑義照会、薬剤交付時の情報提供、薬剤服用歴への真実の記載などといった病院・薬局における実務のほか、製造販売業における医薬品の品質管理業務や市販後の安全管理業務、医薬品製造業における製造管理業務、医薬品販売業等における管理業務など、薬剤師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含むものである。
- (2) 薬剤師が、その業務を行う機会を利用したり、薬剤師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。
- (3) また、薬剤師は、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する資格であり、国民の生命・健康を預かる立場にあることから、業務以外の場面においても、他人の生命・健康を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。
- (4) さらに、薬剤師は、実際の業務を通じて、自己の利潤を不正かつ不正に追及する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。
また、薬剤師によって不当な経済的利潤を求めて不正行為が行われたときは、業務との直接の関係を有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

2. 事案別考え方

(1) 薬剤師法違反

(無資格調剤、処方せん応需義務違反など)

薬剤師が行う、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどる行為については、医療をはじめとして公衆衛生の向上及び増進など、国民の健康な生活の確保に直結する極めて重要なものであることから、薬剤師法において、薬剤師の資格・業務を定め、原則、薬剤師以外の者が調剤や医薬品の供給などを行うことを禁止し、その罰則規定は、国民の健康な生活に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師自らが薬剤師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪であることから、重い処分とする。

(2) 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等その他の身分法違反

(無資格医業、無資格者の関係業務の共犯等)

医師や歯科医師が行う医業は、国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

また、保健師助産師看護師などの医療関係職種の身分法は、医師、歯科医師の補助者として医療に従事する者の資格・業務について規定した法律である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、薬剤師が医師法又は歯科医師法をはじめ他の身分法に違反する行為は、医療の担い手の一員として自らの任務を怠るものであるとともに、他の身分法を遵守せずに行った犯罪として重い処分とする。

(3) 薬事法違反

(医薬品の無許可販売又はその共犯、医薬品の製造販売及び製造に関する管理不行届等)

薬事法は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に必要な措置等を高じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が薬事法に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

(4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反
(麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法投棄、不法譲受、不法所持、自己施用等)

麻薬、覚せい剤等に関する犯罪に対する司法処分は、一般的には懲役刑となる場合が多く、その量刑は、不法譲渡した場合や不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定され、累犯者については、更に重い処分となっている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分に量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、麻薬等の薬効の知識を有し、その害の大きさを十分認識しているにも関わらず、自ら違反したということに対しては、重い処分とする。

(5) 殺人及び傷害
(殺人、殺人未遂、傷害(致死)、暴行等)

本来、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、殺人や傷害の罪を犯した場合には厳正な処分をすべきと考えるが、この事案では、その様態や原因が様々であることから、それらを考慮する必要がある。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に暴行、傷害等は、薬剤師としての立場や知識を利用した事案かどうか、事犯に及んだ情状などを考慮して判断する。

(6) 業務上過失致死(致傷)

ア 交通事犯(業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反)

自動車等による業務上過失致死(傷害)等については、薬剤師に限らず不慮に犯し得る行為であり、また、薬剤師としての業務と直接の関連性はなく、その品位を損する程度も低いことから、基本的には戒告等の取り扱いとする。

ただし、救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する責務を負うべき薬剤師としての倫理が欠けていると判断される場合には、重めの処分とする。

イ 医療過誤、調剤過誤(業務上過失致死、業務上過失傷害)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に薬剤師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤又は調剤過誤となる。

司法処分においては、当然、薬剤師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかな過失による医療過誤や調剤過誤、さらには繰り返し行われた過失など、薬剤師として通常求められる注意義務が欠けているという事実については、重めの処分とする。

なお、薬剤師が従事する施設、機関、組織等の管理・業務の体制、他の医療従事者における注意義務の程度、生涯学習に努めていたかなどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

(7) 猥せつ行為

(強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、倫理上も相応なものが求められるものであり、猥せつ行為は、薬剤師としての社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、特に、自らの業務の機会に薬剤師としての立場を利用した猥せつ行為などは、国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とする。

(8) 贈賄罪

(収賄罪、贈賄罪等)

贈収賄は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を損失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に薬剤師としての地位や立場を利用して事犯など悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

(9) 詐欺・窃盗

(詐欺罪、詐欺帮助、同行使等)

詐欺・窃盗は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、薬剤師としての立場を利用して、虚偽の薬剤を販売・授与するなどの方法により詐欺罪に問われるような行為は、業務に関連した犯罪であり、薬剤師の社会的信用を失墜させる悪質な行為であるため、重い処分とする。

(10) 文書偽造

(処方せんの偽造(私文書偽造)、虚偽有印公文書偽造、製造販売に係る業務管理文書偽造等)

文書偽造は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を損失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、処方せんの偽造により医薬品を横流した場合など、薬剤師としての立場を利用した事犯等悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

(11) 税法違反

(所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等)

脱税は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を損失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、脱税は、一般的な倫理はもとより、医療の担い手である薬剤師としての職業倫理を欠くものと認められる。このため、処方せん調剤に基づく調剤報酬等による収入に係る脱税などの事業については、重めの処分とする。

(12) 診療報酬・調剤報酬の不正請求

(調剤報酬不正請求、保険薬剤師の取消し等)

診療報酬制度は、医療の提供の対価として受ける報酬であり、我が国の医療保険制度において重要な位置を占めており、これを適正に請求し受領することは、薬剤師に求められる職業倫理においても遵守しなければならない基本的なものである。

調剤報酬の不正請求は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療について、薬剤師が医療の担い手としての地位を利用し、社会保険制度を欺いて私服を肥やす行為であることから、調剤報酬の不正請求により保険薬剤師の登録の取消処分を受けた薬剤師については、当該健康保険法等に基づく行政処分とは別に薬剤師法による行政処分を行うこととする。

当該不正行為は、薬剤師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであり、我が国の国民皆保険制度の根本に抵触する重大な不正行為である。したがって、その行政処分の程度は、調剤報酬の不正請求により保険薬剤師の取消を受けた事案については、当該不正請求を行ったという事実に着目し、不正の額の多寡に関わらず、一定の処分とする。ただし、特に悪質性の高い事案の場合には、それを考慮した処分の程度とする。

また、健康保険法等の検査を拒否して保険薬剤師の取消しを受けた事案については、検査拒否という行為が、社会保険制度の下に医療を行う薬剤師に求められる職業倫理から到底許されべきでないことから、より重い処分を行うこととする。

薬食発第0331003号
平成20年3月31日



各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬剤師に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について

標記については、医師法、歯科医師法及び保健婦助産婦看護婦法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第64号）により、薬剤師法に係る意見の聴取等手続が追加され、題名も、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成7年厚生省令第60号）に改正したところであるが、意見の聴取及び弁明の聴取の実施に当たっては、別添「意見の聴取等実施要領」に留意の上、その円滑な実施につき御配意願いたい。

意見の聴取等実施要領

第一 趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）その他の関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。

第二 事案の把握及び予定される不利益処分の通知

1 薬剤師法第8条第2項に基づく行政処分の対象となり得る事案を、新聞報道等の情報に基づき、遺漏なく正確に把握すること。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する者が処分の名宛人になり得るものと考えられること。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定に基づき保険薬剤師の登録の取消処分を受けたこと。
- (2) 公判中であること。
- (3) 精神病の発病等が認められること。

2 処分の対象となり得る事案について、その経過の正確な把握に努め、当該事案に係る薬剤師について、薬剤師法第4条若しくは第5条に該当し、又は同法第8条第2項に規定する「薬剤師としての品位を損するような行為」があったことが確定した事實をもって確認される場合には、別紙「行政処分対象事案報告必要書類」に定める書類により報告すること。

3 薬剤師法第8条第17項（同法第8条の2第5項において準用する場合を含む。）に基づき、処分が予定される者及び処分の種類（免許取消し又は業務停止）を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。

なお、薬剤師に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と薬剤師に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に行うこととして差し支えないこと。

第三 意見の聴取手続

1 主宰者については、次格条項（薬剤師法第8条第7項において準用する行政手続法第19条第2項）に留意の上、当該都道府県の職員であって、当該意見の聴

取を主宰するにつき必要な法的知識及び経験を有し、公正な判断をすることができると認められるものの中から指名すること。

なお、不利益処分を行う立場にある課の責任者以外の職員を主宰者に指名することが望ましいと考えられること（別記様式第1号）。

- 2 主宰者は、意見の聴取の主宰に関する記録事務等を補助させるため、記録補助者を指名することができる（別記様式第2号）。
- 3 意見の聴取の期日に出頭する都道府県の職員は、不利益処分担当課に所属する職員であつて意見の聴取の期日に出頭するにつき、必要な専門的知識を有し、当該事案の内容を熟知しているものの中から選出すること。
- 4 その他意見の聴取の手続に関し必要な書面については、別記様式第3号から別記様式第8号までによること。
- 5 都道府県知事は、意見の聴取を行う上で必要となる書類を厚生労働大臣に求めることができる（薬剤師法第8条第8項）が、これは薬剤師法第8条第7項において読み替えて準用する行政手続法第18条第1項の規定により閲覧請求権を有する者から閲覧を求められた資料を都道府県知事が有していない場合等を想定したものであること。また、この求めは、閲覧を求めた者の氏名及びその者の資格、送付を求める書類の標目並びに当該書類の送付を求める理由を記載した書面により行うこと。
- 6 都道府県知事が厚生労働大臣に提出する意見書には、薬剤師法第8条第9項に定めるもの（主宰者が作成した意見の聴取調書及び報告書の写し）のほか、次の書類を添付すること。
 - (1) 意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書の写し（別記様式第3号）
 - (2) 提出された証拠書類の写し又は証拠物の目録
 - (3) 各都道府県薬剤師会会长等の意見を記載した書面

第四 弁明の聴取手続

- 1 弁明の聴取の手続に関し必要な書面については、別記様式第9号から別記様式第12号までによること。
- 2 都道府県知事等が厚生労働大臣に提出する聴取書の写し及び報告書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 弁明の聴取通知書の写し（別記様式第10号）
 - (2) 提出された証拠書類の写し又は証拠物の目録
 - (3) 各都道府県薬剤師会会长等の意見を記載した書面

行政処分対象事案報告必要書類

第1 報告書

以下の事項について記載すること。

1 該当者

- (1) 本籍 番地等は省略せず、〇〇丁目〇〇番地と記入すること
- (2) 住 所 番地等は省略せず、〇〇丁目〇〇番地〇〇号と記入すること
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日（免許証の写しを添付すること）
- (6) 略歴（事件前後については明確に記入すること）

2 事件の概要

3 事件当時の就業先(薬局等)の概要

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 開設者
- (4) 管理者
- (5) 開設年月日
- (6) 従業者数（職種、常勤・非常勤）
- (7) 1日当たりの平均処方せん枚数（病院等においては、入院、外来の別）
- (8) 事件後の状況
 - ア 現在の施設の状況（休止、廃止、継続中、代替等を明確にするとともに、休止又は廃止した場合はその年月日を記入すること）
 - イ 保険薬剤師及び保険薬局の登録状況（登録年月日及び取消年月日を明確に記入すること）

4 その他

- (1) 本人及び家族の状況（年齢及び職業も記入すること）
- (2) 被害者への補償（被害者と交渉があった場合）
 - ア 交渉内容の概要（示談成立調書の写しを添付すること）
 - イ 補償年月日及び補償金額
- (3) 薬剤師会の入会及び退会の状況（事件前後について明確に記入すること）

(4) 薬事犯の場合は、麻薬管理者の免許等の有無及びその内容

5 税法違反の場合の特記事項

- (1) 追徴本税、重加算税、罰金等の納付状況（納付年月日、金額）
- (2) 関連会社が事件に関係ある場合は、会社の概要及び事件への関与の程度
- (3) 実際の所得金額のうち、調剤収入に係る所得金額
- (4) (3) の調剤収入の内訳（「社会保険調剤収入」又は「それ以外」の別及び脱税と確定された金額）

6 調剤報酬の不正請求の場合の特記事項

- (1) 不正請求額の最終決定金額及びその不正請求期間
- (2) 不正請求額の返還状況（返還年月日、金額）

第2 添付書類

- 1 起訴状及び一審から結審までの判決書の謄本
- 2 共謀者等に係る判決文の写し
- 3 当該事件に関する事件時及び判決時の新聞記事
- 4 法人の場合は、定款及び役員名簿
- 5 判決文中の「脱税計算書」の写し

注) 把握できない事項がある場合には、意見の聴取時に本人に確認する等によりその把握に努め、都道府県知事の意見書の提出時に報告すること。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

指名書

下記の者を意見の聴取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号）に
係る意見の聴取について、薬剤師法第8条第7項において準用する行政手続法（平
成5年法律第88号）第19条第1項により意見の聴取を主宰する者に指名する。

記

所屬 〇〇都道府県〇〇部〇〇課

所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

職名及び氏名 〇〇 〇〇

〇〇都道府県知事

（備考） 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

○○第○○○号
平成○○年○月○○日

指名書

下記の者を意見の聴取通知書（平成○○年○月○○日付け○○第○○○号）に
係る意見の聴取について、記録事務等を補助する職員に指名する。

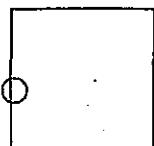
記

所 属 ○○都道府県○○部○○課

所 在 地 ○○○○○○○○

官職及び氏名 ○○ ○○

主宰者官職氏名 ○○○○



(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る薬剤師法第8条第6項の規定による意見の聴取及び薬剤師法第8条の2第5項において準用する同法第8条第12項の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

1. 意見の聴取

| | | |
|--------------------|-----|--|
| 意見の聴取の件名 | | |
| 予定される処分の内容 | | |
| 根拠となる法令の条項 | | |
| 処分の原因となる事実 | | |
| 意見の聴取の期日 | | |
| 意見の聴取の場所 | | |
| 意見の聴取に関する事務を所掌する部署 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 意見の聴取の主宰者 | 役職 | |
| | 氏名 | |

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

| | | |
|----------------------------|-----|--|
| 再教育研修に係る弁明の聴取の件名 | | |
| 予定される再教育研修の内容 | | |
| 根拠となる法令の条項 | | |
| 再教育研修の原因となる事実 | | |
| 再教育研修に係る弁明の聴取の日時 | | |
| 再教育研修に係る弁明の聴取の場所 | | |
| 再教育研修に係る弁明の聴取に関する事務を所掌する部署 | 名称 | |
| | 所在地 | |

(備考)

- 1 あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取期日・場所変更通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号において行うこととしていた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

| 意見の聴取の件名 | | |
|----------|-----|-----|
| | 変更前 | 変更後 |
| 意見の聴取の期日 | | |
| 意見の聴取の場所 | | |

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取続行・再開通知書

〇〇〇〇 殿

主宰者官職氏名 〇〇〇〇

平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇〇において行った意見の聴取を下記のとおり続行・再開するので通知します。

記

| | |
|----------|--|
| 意見の聴取の件名 | |
| 意見の聴取の期日 | |
| 意見の聴取の場所 | |

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

表

○○第○○○○号
平成○○年○月○○日

意見の聴取調書

主宰者官職氏名 ○○○○

| | |
|---|--|
| 意見の聴取の件名 | |
| 意見の聴取の期日 | |
| 意見の聴取の場所 | |
| 当事者(代理人、補佐人) の氏名及び住所 | |
| 参加人(代理人、補佐人) の氏名及び住所 | |
| 参考人の氏名及び住所 | |
| ○○都道府県職員の氏名及 び職名 | |
| 意見の聴取の期日に出頭し なかつた当事者(代理人、補 佐人)及び参加人(代理人、 補佐人)並びに当事者(代 理人)について正当な理由 の有無 | |

裏

| | |
|--|--|
| 提出された資料の標目 | |
| 当事者(代理人、補佐人) 及び参加人(代理人、補佐 人)、都道府県職員及び参 考人の陳述の要旨 | |
| その他参考となるべき事項 | |

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付
すること。

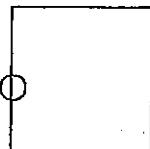
公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取報告書

〇〇都道府県知事 殿

主宰者官職氏名 〇〇〇〇



意見の聴取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号）に係る意見の聴取を終結したのでその結果を下記のとおり報告します。

記

| | |
|--------------------------|--|
| 意見の聴取の件名 | |
| 意 見 | |
| 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張 | |
| 理 由 | |

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取に係る意見書

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

貴職通知平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号に係る意見の聴取を終結したので下記のとおり報告します。

記

| | |
|----------|--|
| 意見の聴取の件名 | |
| 意 見 | |
| 理 由 | |

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

指 名 書

下記の者を弁明の聽取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号）に
係る弁明の聽取について、記録事務等を補助する職員に指名する。

記

所 属 〇〇都道府県〇〇部〇〇課

所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇

職名及び氏名 〇〇 〇〇

〇〇都道府県知事

(備考) 公文番号は主宰者の所属する課の番号とする。

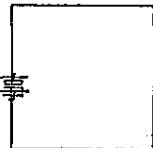
〇〇第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聽取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事



あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る薬剤師法第8条第12項（同法第8条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の聽取を下記のとおり行いますので通知します。

記

| | | |
|--------------------|-----|--|
| 弁明の聽取の件名 | | |
| 予定される処分の内容 | | |
| 根拠となる法令の条項 | | |
| 処分の原因となる事実 | | |
| 弁明の聽取の日時 | | |
| 弁明の聽取の場所 | | |
| 弁明の聽取に関する事務を所掌する部署 | 名 称 | |
| | 所在地 | |

（備考）あなたは弁明の聽取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができます。

（備考）所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

表

○○第○○○○号
平成○○年○月○○日

弁明の聽取に係る聽取書

○○都道府県知事

| | |
|--|--|
| 弁明の聽取の件名 | |
| 弁明の聽取の日時 | |
| 弁明の聽取の場所 | |
| 弁明録取者の氏名及び住所 | |
| 弁明の録取の日時に出頭した 弁明者又はその代理人の氏名 及び住所 | |
| 弁明者又はその代理人の弁明 の要旨 | |

裏

| | |
|--------------|--|
| 提出された資料の標目 | |
| その他参考となるべき事項 | |

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取に係る報告書

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

貴職通知平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号に係る弁明の聴取を終結したのでその結果を下記のとおり報告します。

記

| | |
|-------------------------------|--|
| 弁明の聴取の件名 | |
| 意見 | |
| 当該処分の原因となる事実に対する弁明者又はその代理人の主張 | |
| 理由 | |

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

薬食発第0331001号
平成20年3月31日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長

薬剤師に対する再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により薬剤師法（昭和35年法律第146号）の一部改正が行われ、平成20年4月1日より、行政処分を受けた薬剤師に対して再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところである。

貴職におかれましては、下記の内容を御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 再教育の対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び業務停止処分を受けたすべての者及び再免許を受けようとするすべての者であること。

2. 再教育の内容等

（1）再教育の内容は倫理研修及び技術研修とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 戒告処分を受けた者 集合研修
- ② 業務停止1年未満の処分を受けた者 集合研修及び課題研修又は集合研修及び個別研修
- ③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 集合研修及び個別研修

(2) 再教育の対象者は、集合研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。

① 戒告処分を受けた者

(ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 9,950円

(イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 19,900円

② 業務停止1年未満の処分を受けた者

(ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 19,900円

(イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 61,000円

③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者

61,000円

3. 集合研修

(1) 研修内容

集合研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修時間

集合研修に係る再教育の対象者が受けるべき集団研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 戒告処分を受けた者

ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当

イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

② 業務停止1年未満の処分を受けた者

ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当

イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

4. 課題研修

(1) 研修内容

課題研修の内容は、当該研修の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）の処分の原因となった事由に関する内容について、少人数のグループ討議形式で行うものであること。

(2) 研修時間

課題研修に係る再教育の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）が受けるべき課題研修の時間は、原則として、1日相当であること。

倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者 1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

5. 個別研修

(1) 研修内容

個別研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修期間

個別研修に係る再教育の対象者が受けるべき個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

① 業務停止1年未満の処分を受けた者で知識・技能の欠如によって処分を受けた者 技術研修20日

② 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修及び技術研修計30日

なお、個別研修として、薬剤師の業務を伴う研修を行おうとする場合には、当該業務を伴う研修については、業務停止等の期間が終了した後又は再免許を受けた後に行うことになること。

(3) 個別指導者の選任

個別研修対象者が受けようとする場合には、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものという。以下同じ。）を選任する必要があること。

(4) 個別指導者の要件

厚生労働大臣は、次の要件を満たす者を個別指導者として指名すること。

① 薬剤師免許取得後5年以上経過している者であること。

② 個別研修対象者に対して助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有していること。具体的には、次のいずれかに該当する者であること。

ア 薬局又は医療機関において、薬剤師の指導に継続的に従事した経験を有する者

イ 大学の薬学部又は薬科大学において、学生の指導に継続的に従事した経験を有する者

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識・技術を有する者

なお、薬剤師以外の者を含めた複数の者を個別指導者として選任することを希望する場合には、個別に厚生労働省医薬食品局総務課まで相談されたい。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、個別指導者の協力を得た上で、個別研修を開始しようとする日の30日前までに、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修計画書は、当該対象者の処分事由に関連する内容を含むものでなければならないこと。また、当該計画書の内容が適切でないと認められる場合には、当該計画書の内容の変更を命じることがあり得ること。

(6) 個別研修修了報告書の作成等

個別研修対象者は、個別研修を修了したときは、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

6. 再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録

(1) 登録の申請手続

再教育を修了した者が、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録の申請を行う場合には、手数料の額に相当する収入印紙を貼付した申請書に薬剤師免許証の写しを添付した上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、薬剤師免許証の写しに加えて、個別研修修了の際に当該対象者に交付する個別研修修了証の写しを添付する必要があること。

(2) 留意事項

再教育の命令を受けた薬剤師であって、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録を受けていない者（以下「再教育未修了薬剤師」という。）については、薬剤師法（昭和35年法律第146号）等関係法令の規定により、以下のよう

な扱いとなること。

- ① 再教育未修了薬剤師に係る処分に関する事項については、厚生労働大臣による公表の対象となること。
- ② 再教育未修了薬剤師は、薬局の管理者になれないこと。

なお、再教育を受けなかった薬剤師については、薬剤師法の規定による罰則の対象となること。

7. 再教育の対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育の対象者については、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与と併せて行うことがあること。

同様に、都道府県知事が再教育の対象者に対して行う弁明の聴取についても、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととして差し支えないこと。

8. 薬局開設の許可申請における再教育研修修了登録証の提示等

薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づき、薬局開設の許可を受けようとする者が薬局開設の許可を申請する場合又は同法第10条に基づき許可を受けた者が変更の届出をする場合は、行政処分を受けた薬剤師に薬局を管理させるときは、再教育研修修了登録証を提示、又はその写しを添付しなければならないこと。



薬食総発第0331001号

平成20年3月31日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について

標記については、「薬剤師に対する再教育研修の実施について」（平成20年3月31日薬食発第0331001号）により、再教育研修（以下「再教育」という。）の対象者、内容等を示しているところであるが、再教育の運用に当たっての具体的な留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、その内容について御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 個別指導者候補者の連絡

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）は、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものという。以下同じ。）を選任する必要があるが、当該個別研修対象者に係る個別指導者として厚生労働大臣の指名を受けるのに適した者がいると考えられる場合には、当該個別研修対象者から、厚生労働省医薬食品局総務課に対して、個別指導者の候補となる者（以下「個別指導者候補者」という。）がいる旨を連絡することも可能であること。その際、当該個別研修対象者は、当該個別指導者候補者に対して、厚生労働省医薬食品局総務課より別途連絡があり得る旨伝達しておくこと。

2. 個別指導者指名承諾書の提出

個別指導者候補者は、自らが個別指導者となることに同意する場合には、厚生労働省医薬食品局総務課に個別指導者指名承諾書（別紙）を提出すること。

3. その他

個別研修対象者に係る個別指導者としては、例えば、当該個別研修対象者の出身大学の教授・准教授や当該対象者が所属する病院の薬剤部長、実務実習実施薬局・医療機関の指導薬剤師等が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に個別指導者として適當な者がいない場合には、最終的には薬学教育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、このような場合においても厚生労働省医薬食品局総務課が相談に応じること。

個別指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る個別指導者(薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)第7条の4第1項第4号に規定する個別指導者をいう。)の指名を受けることについて承諾いたします。

記

| | |
|---------------|----------------|
| 氏 名 | 印 |
| 所属・役職 | |
| 所 在 地 | 〒 電話番号: () |
| 薬剤師名簿 登録番号 | |

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾者が薬剤師でない場合には、薬剤師名簿登録番号の欄は空欄にしておくこと。
3. 承諾書には、個別指導者の要件を満たすことを証する書類等を添付すること。

薬食発 0109 第1号
平成 25 年 1 月 9 日

各

| |
|---------|
| 都道府県知事 |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長 |

 殿

厚生労働省医薬食品局長

医師法施行規則等の一部を改正する省令（薬剤師法令関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬剤師の免許の申請等を行うに当たって必要となる書類については、「薬剤師法の施行について」（昭和 36 年 2 月 8 日付け薬発第 45 号厚生省薬務局長通達）により示してきたところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、外国人登録法（昭和 27 年法律 125 号）が廃止されたこと等を踏まえ、本日、公布及び施行された医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 2 号）により薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）の一部を改正し、日本国籍を有していない者が、免許の申請等を行うに当たって必要となる書類について、明確化することと併せ、日本国籍を有する者の薬剤師名簿の訂正の申請、免許証の書換え交付申請及び免許証の再交付申請の際に必要となる書類について、明確化することとした。

この改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の内容

（1）免許の申請

薬剤師法施行令（昭和 36 年政令 36 号）第 3 条の規定により、日本国籍を有していない者が、免許の申請書に添えなければならない書類は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとしたこと。

（2）薬剤師名簿の訂正の申請

薬剤師法施行令第 5 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを、薬剤師法施行規則第 3 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、薬剤師名簿の訂正の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写し及び薬剤師名簿の訂正の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（3）免許証の書換え交付申請

薬剤師法施行令第 8 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本又は抄本であることを薬剤師法施行規則第 5 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の書換え交付の申請書に添えなければならない書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写し及び免許証の書換え交付の申請の事由を証する書類とすることとしたこと。

（4）免許証の再交付申請

薬剤師法施行令第 9 条第 2 項の規定により、日本国籍を有する者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならない書類は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第 7 条第 5 号に掲げる事項を記載したものに限る。）であることを薬剤師法施行規則第 6 条において明確化することとしたこと。

ただし、日本国籍を有していない者が、免許証の再交付の申請書に添えなければならぬ書類については、中長期在留者及び特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとすることとしたこと。

第二 施行日

公布の日（平成25年1月9日）

第三 外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて (平成17年2月8日付け薬食発第0208001号医薬食品局長通知)の一部改正 別添「外国薬学校卒業者等に対する薬剤師国家試験受験資格認定」中2(4)を次のように改める。

(4) 戸籍の謄本又は抄本（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあっては住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。）

